

2023年3月6日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 武 澤 恭 司
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 経営管理本部総務部長 時水 久
T E L 03-6361-5450

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、本日、当社の株主である合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office 及び WK 1 Limited の連名により、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づく臨時株主総会の招集請求(以下「本請求」といいます。)に関する 2023年3月3日付け書面(以下「本請求書」といいます。)を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要

合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office
WK 1 Limited

請求者らは、あわせて当社の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 か月前から引き続き有する株主です。

2. 本請求が行われた年月日

2023年3月6日

当社は、本請求書本体及び添付書類の一部の写しを 2023年3月3日 20時30分過ぎに電子メールにて受信しましたが、少数株主権の行使に必要な書類に一部不足があったところ、本日、本請求書原本を含む全ての必要書類を受領しました。

3. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

議題 1

インフロニア公開買付けに対する当社の賛同表明のプロセスに関する当社のガバナンス上の瑕疵(各役員の善管注意義務・忠実義務違反等)の調査の件(会社法 316 条 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件)

議題 2

当社の第 100 回定時株主総会での買収防衛策議案及び取締役選任議案のプロセスに関する当社のガバナンス上の瑕疵(各役員の善管注意義務・忠実義務違反等)の調査の件(会社法 316 条 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件)

議題 3

合同会社 Vpg(現在の商号は合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office)及び株式会社 KITE による非公開化提案を含む対抗提案に対する当社の検討・意思決定過程に関する当社のガバナンス上の瑕疵(各役員の善管注意義務・忠実義務違反等)の調査の件(会社法 316 条 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件)

(2) 招集の理由

本請求書の提案の理由を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

4. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の考え方及び対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第速やかに開示いたします。

なお、本請求に関して一般社団法人 Yamauchi-No.10 Family Office は 2023 年 3 月 3 日付けでプレスリリースを公表しておりますが、このプレスリリースについて、当社は、当社株主その他市場関係者に意図的に誤解を生じさせようとする内容を多数含む不適切な開示であると考えております。詳細については、当社の認識する事実関係等を整理の上で別途開示いたします。

以 上

第3 提案の理由

1. 第1号議案について

YF0らはインフロニア公開買付けへの対抗提案として当社の非公開化を提案しているが、この過程で当社取締役会のガバナンス上の重大な瑕疵が判明したため、武澤・藪下・佐藤各取締役を含む現任取締役の退任、新任取締役の選任を含む、当社取締役会及び監査役の構成の再編を求めている。

本請求は、①インフロニア公開買付けに関して第三者による不適切な圧力の下で賛同表明がされた疑念があること、②公開買付者（第三者）及び当社取締役の間で当該取締役がインフロニアへ経営参画する旨の非開示の合意事項が存すると疑われること、並びに③当該取締役が自己又は第三者の利益を優先した疑いがあることから、インフロニア公開買付けにおける当社の手続及び意思決定を調査することにより、当社のガバナンス上の瑕疵（各役員 of 善管注意義務・忠実義務違反等）を明らかにし、当社取締役会及び監査役の構成の再編につき株主による適正な判断を可能とするものである。

2. 第2号議案について

本請求は、YF0らの非公開化提案を含む対抗提案に対して当社が行った買収防衛策の導入・取下げ及び本定時株主総会における取締役候補者の選定について、①YF0らの対抗提案を拒否する前提で恣意的に買収防衛策の導入が決定された疑いがあること、②当社の買収防衛策の導入の判断及び取締役候補者の選定において第三者の不当な関与の存在が疑われること、③公開買付者（第三者）及び当社取締役の間で当該取締役がインフロニアへ経営参画する旨の非開示の合意事項が存すると疑われること、並びに④当該取締役が自己又は第三者の利益を優先した疑いがあることから、本定時株主総会及び買収防衛策における当社の手続及び意思決定を調査することにより、当社のガバナンス上の瑕疵（各役員 of 善管注意義務・忠実義務違反等）を明らかにし、当社取締役会及び監査役の構成の再編につき株主による適正な判断を可能とするものである。

3. 第3号議案について

本請求は、YF0らの非公開化提案を含む対抗提案に対して当社が行った検討及び意思決定において、①インフロニア公開買付けに対する当社の検討と比較して不公正な差別的対応が疑われること、②恣意的にYF0らによる非公開化提案を含む対抗提案を断念させる又は拒絶とすることを目的とした当社の不適切な対応があったことが疑われること、③（拒絶の合理的な理由はないにもかかわらず）YF0らの提案を拒絶するための上辺だけの理由を取り繕うための行動が見られること、並びに④当社事務局らからの報告に基づき十分な情報収集及び調査を行わないまま意思決定を行った疑いがあることから、YF0らの非公開化提案を含む対抗提案に対して当社が行った検討及び意思決定を調査することにより、当社のガバナンス上の瑕疵（各役員 of 善管注意義務・忠実義務違反等）を明らかにし、当社

取締役会及び監査役の構成の再編につき株主による適正な判断を可能とするものである。

第4 招集の理由

前記のとおり、本請求は、請求者らが、当社の次回定時株主総会又はその後の当社の株主総会（以下「本年株主総会」という。）において提案予定の取締役会及び監査役の構成の再編を株主が適正に判断するために必要な情報（当社のガバナンス上の瑕疵とその原因を含む。）を明らかにすることを目的とする。

したがって、本年株主総会において役員を選任が諮られる前に、当社取締役会の過去の意思決定における瑕疵及びその原因が明らかにされる必要がある。そのため、本年株主総会に先立ち調査結果が明らかとなるよう、会社法316条2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任するため、臨時株主総会の招集を請求する。